

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（IT化関係）部会
第14回会議 議事録

第1 日時 令和4年12月2日（金）自 午後1時00分
至 午後2時49分

第2 場所 法務省7階共用会議室6・7

第3 議題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の
見直しについて

第4 議事 （次のとおり）

議 事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時刻になりましたので、部会第14回会議を開会いたします。

本日も御多忙の中御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

本日は、井下委員、河村委員、湯浅委員、衣斐幹事が御欠席と伺っております。

それでは、まず、本日の審議に入ります前に、配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

○大庭関係官 関係官の大庭でございます。本日は、部会資料17「要綱案のたたき台（1）」及び部会資料18「要綱案の取りまとめに向けた検討（3）」を配布させていただいております。

部会資料17には要綱案のたたき台を記載しており、部会資料18は破産手続に関する論点を取り上げたものでございますが、具体的な内容につきましては、後ほど審議の際に事務局から御説明させていただく予定でございます。

○山本（和）部会長 それでは、さっそく本日の審議に入りたいと思います。

部会資料17に沿って進めてまいりたいと思いますが、まず、部会資料17の1ページ、「第1 民事執行」の部分ですが、このうち、「1 裁判所に対する申立て等」から2ページの「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」、5ページ目ぐらいまでですかね、この部分について、事務局において説明をお願いいたします。

○大庭関係官 部会資料17につきましてでございますが、基本的に、従前の部会資料13と同様の記載をしておりますので、変更した部分を中心に申し上げます。また、ほかの手続でも同様でございますけれども、部会資料17では、部会資料16で取り上げた論点については取り上げておりません。

「第1 民事執行」のうち、1から4までのところでございますが、1の裁判所に対する申立て等の項目は、民事訴訟法の準用と記載していたのを、民事訴訟法と同様との表現に改めたほか、（2）アの項目につきまして、委任を受けた代理人の範囲を具体的に記載をしております。

また、「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」の項目のうち、（1）及び（2）は従前の部会資料と同様でございますが、「（3）配当期日」では、従前の議論を踏まえ、関係人の意見を聞くことを要件とすることについては記載しておりません。また、「（4）財産開示期日」は、アの①の表現ぶりを改めたほか、従前の議論を踏まえ、関係人の意見を聞くことを要件とすることについて記載しておりません。説明の中で、民事執行規則上の期日において取り上げております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今の取り上げた点について、特に順番は区切りませんので、どの点からでも結構ですので、御質問あるいは御意見等いただければと思います。

いかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です、ありがとうございます。ゴシックで御提案いただいている規律については、特段異論等はございません。御説明の記載の趣旨について、念のための確認の質問をさせていただければと思います。

1 ページの第1の1の(1)に関する説明で、ここのゴシックの民事執行の手続というものの、執行文付与の手続も含めているという解説を頂いているところですが、これは、民事執行法20条等で現在使われている民事執行の手続という概念には、執行文付与の手続も含まれると、こういう理解をここで示していただいていると受け止めてよろしいでしょうかというのが1点と、この点と関連いたしますけれども、次のページの(2)に関する説明部分、2ページの第1段落の後半部分になりますけれども、執行文付与も民事執行法20条の民事執行の手続に含まれるということになりますと、民訴法54条の準用があるということになりますので、一般的には弁護士代理の原則の適用があるということですし、他方、簡裁における許可代理の準用もあるということかと思うんですけれども、ここで、「民執法第13条本文のとおり民訴法第54条第1項により許可がされ代理人となるケースはある(実務上、改めて民執法第13条の許可を求めている運用はある)」という御説明があるんですけれども、この括弧内の指摘というのは、これは執行文付与の手続について、54条1項で、簡裁で許可代理をする際に、重疊的に13条の許可をするという運用があるという御紹介をされているということになりますでしょうか。ちょっとこの読み方について自信が持てなかったものですから、御教示いただければと思います。よろしくをお願いします。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。2点御質問、関連していると思いますが、事務局からお答えをお願いいたします。

○脇村 幹事 脇村です。1点目につきまして、御指摘のとおりとして私たちは書かせていただいております。もっとも、最終的にこの執行の手続というものについては、解釈論があると思いますので、そういった点について、何か確実にこうだということまで言うつもりはないんですけれども、参考にさせていただき、そうしたところでございます。

また、この54条のただし書の運用の話なんですけど、確かに若干分かりにくいところがあったんですけども、ひとまず考えていましたのは、今の民事訴訟法の法律上は、判決手続において代理人となった者については、執行手続についても代理人になれるといますか、当然なるということ前提にした法律になっているかと思えます。そういった意味では、例えば、仮に裁判所の判決手続で裁判官の許可のもと代理人になった者については、執行手続でも当然なるという考え方もあり得るのではないかと考えていたところなんですけれども、一方で運用上は、執行手続で改めて、許可をとっているだろうということ、その運用について書かせていただいたというところでございます。

執行文付与につきまして、改めて、例えば、54条による許可を得た者が、その当該判決、執行裁判所ではなくて当該判決裁判所と何らかの執行手続について、改めて許可をとっているかどうかということまで、ここまで書いたつもりはございませんで、いずれにしても、判決手続がされていて、執行文付与ではなく、執行に移行したケースについては、改めてとっていることは間違いないかということで書かせていただいたところでございます。

○山本(和) 部長 垣内 幹事、いかがでしょうか。

○垣内 幹事 御説明ありがとうございます。恐らく、民事執行法13条の方は、執行裁判所における手続ということで、一般には執行文付与の手続はこれには含まれないというか、該当しないということではないかなと思いましたので、そうしますと、こちらは、そうで

はなくて本体の執行の方で、元々許可代理があったものについて、改めて許可をする場合もあるという趣旨で、こういう記載をされていると理解をいたしました。どうもありがとうございました。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○笠井委員 今の垣内幹事のお話の前段の部分の民事執行の手続については、解釈の余地があるということで結構かと思うのですけれども、民事執行の手続というのは、本来は民事執行法1条に民事執行と総称すると書いてあるので、これは、正に強制執行等の執行裁判所や執行官がやるような手続を念頭に置いて、民事執行の手続と読む方が素直な気がします。ですから、20条の民事執行の手続というのを、執行文付与の手続も入るのだという形で、そういう解釈はあり得ると思うのですけれども、そっちが普通の解釈であるかのように考えるのは、またそれはそれで議論があり得るかなと思ったということだけ、申し上げておきます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 今、笠井委員が言われたのについては、私も同感なのですが、それとは別に、細かいことですが、執行文付与で、執行証書の場合は公証人が付与機関になるんですが、それも先ほどの第1の1の（1）の射程に入ることなんでしょうか。

○山本（和） 部長 事務当局、いかがでしょうか。

○脇村幹事 （1）につきましては、裁判所に対するものを前提にしておりますので、裁判所以外の公正証書などは対象外ということで考えておりました。

○山本（和） 部長 山本克己委員、いかがでしょうか。

○山本（克） 委員 この裁判所は、裁判所書記官も裁判所だという前提なんです、そうすると。

○脇村幹事 最終的には、132の10で民訴法上は書記官を含むという書き方になっておりますので、すみません、ちょっと雑に書いておりますけれども、ここで裁判所……

○山本（克） 委員 いや、執行文付与機関としての裁判所書記官なんです、私が伺っているのは。

○脇村幹事 そういった意味で、書記官も含めたことで考えておりました。

○山本（克） 委員 そうですか。はい、分かりました。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。今、執行文等のところに御議論が集中しましたが、期日関係、関係人の意見を聴くかどうかという、従来議論があったところですが、基本的には規定を置かないという、規定を置かないというか、その意見を聴くという意見は設けないという方向かと思いますが、特段御意見等ございませんでしょうか。

それでは、続きまして、部会資料17の5ページ、「5 売却及び配当」、それから8ページになりますが、「6 売却決定期日及び配当期日の見直し」、この部分について、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 「5 売却及び配当」の「（1）売却決定期間」及び「（2）配当期間」は、本文の内容は従前の部会資料と同様でございますが、字句の修正をしたほか、（注）に具

体的な規律を追記しております。

「6 売却決定期日及び配当期日の見直し」では、従前の議論を踏まえ、(1)では売却決定期日の仕組みに関する規定は削除する案を、それから、(2)では配当期日に関する仕組みとして、執行裁判所は、必要があると認めるときは、配当異議の申出をすべき期日、配当期日を指定することができ、この場合には、異議申出期間を指定することを要しない案を取り上げております。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、これも両方関係する問題でありますので、どの点からでも結構ですので、お気付きの点、御指摘を頂ければと思います。

○岡部関係官 デジタル庁の岡部でございます。申し訳ございません、先ほどの箇所でも申し上げるべきでございまして、ちょっと戻らせていただきます。

5ページの最後、説明部分の3ですね、5の売却及び配当のすぐ上のところでございます。民執規則上の期日についてという箇所でございます。この点、入札期日などにつきましては、今回特段の記載をしないということになってございます。最高裁規則に関する事項ということで、そのようなことになっていると理解をしております。

この部分、デジタル庁といたしましては、入札期日などの各期日におきましても、実務に具体的な支障がない限りは、やはり非対面化というものは追求すべき事項と考えてございます。もとより、現場の業務の実情などあるとは存じております。ですので、そのような実情も踏まえながらということになるんですけれども、非対面化の利便性を踏まえて、今後の最高裁規則の改正、制定の際に、非対面化を検討していただければと考えているところでございます。

繰り返しになりますけれども、箇所が戻ってしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。それでは最高裁規則等を制定する際等に、今のような御意見があったということをお出しいただければと思います。

それでは、5ページの5、それから8ページ以下の6、この部分につきまして、改めて御質問、御意見等、御自由にお出しを頂ければと思います。

いかがでしょうか。売却決定については、この期間方式に一元化するというので、5の(1)のような規律になると。配当期日については、いわゆる期日方式と期間方式が併存すると、原則は配当期間の方式になって、5の(2)のような規律になるけれども、必要があると認めるときは、裁判所は今の期日方式を採ることもできるというような規律ということですが、特段の御意見はございませんか。このような方向でよろしいということでしょうか。

それでは、よろしければ、引き続きまして部会資料の10ページ、「7 電子化された事件記録の閲覧等」、それから「8 送達等」、それから12ページにいきまして「9 債務名義の正本の提出・執行文の付与」、この点までについて、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 これらの項目のうち、「7 電子化された事件記録の閲覧等」は従前の部会資料と同様でございます。

次に「8 送達等」は、「(1) 電磁的記録の送達」では、従前の議論を踏まえ、民訴

法のルールと同様にする案を提示しております。「(2) 公示送達」は従前の部会資料と同様でございます。また、従前、(後注)で取り上げておりました公告につきましては、説明の中で取り上げております。

「9 債務名義の正本の提出・執行文の付与」の「(1) 債務名義の正本提出に関する規律の見直し」は、従前の議論を踏まえ、強制執行は記録事項証明書に基づいて実施するとの規律を維持した上で、その提出を省略することを可能とすることを記載しております。また、特殊執行文の項目については記載をしておりません。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、これもどのような点からでも結構ですので、お気づきの点、御自由に御指摘を頂ければと思います。

いかがでしょうか。従来問題とされていた、この8の(1)の第三債務者に対するこの送達の辺りについては、特段の規定は設けず、ここに書かれてあるような運用上の対応というか、工夫というか、それに委ねるところかと思いますが、ここも特段の御意見はないと伺ってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○山本(克) 委員 すみません、遅れて申し訳ありません。ちょっと実情を教えてくださいたいんですが、債務名義のうち、確定した執行判決のある外国裁判所の判決、あるいは確定した執行決定のある仲裁判断というときに、電子化は仲裁判断や外国判決も何らかの形で電子化されるというのか、それとも、執行判決と執行決定だけが電子化されているというのか、これ、このところはどういうふうに、今の実務でも、債務名義としては、執行判決だけ出せばいいのか、外国判決も一緒に出しているのか、その辺りちょっと、お分かりの方おられたら教えてくださいませんか。

○山本(和) 部会長 お分かりの方、事務局はお分かりですか。

○脇村幹事 すみません。事務局ちょっと自信がないので、もしどなたか御存じであれば教えてくださいたいと思います。

○山本(和) 部会長 裁判所か弁護士の方で御経験のある方ですが、余り、私も若干仲裁の仕事には関わっていますが、ちょっと執行決定のあれは、債務名義はちょっと自信がありませんが。

余りおられない。山本克己さん、余りおられないようですが。

○山本(克) 委員 どっちなのか分からないと、この射程が分からないなと思って、9の(1)の範囲、射程がもう一つ分からないなという感じがしたので、お教えいただければと思って。

今度のADR関係の新法、あれは今、国会審議中でしたかね。

○山本(和) 部会長 いえ、まだ提出されていません。

○山本(克) 委員 あれも、何かこれと似たような仕組みを作るはずですよ、確か。

○山本(和) 部会長 そうですね、執行決定の仕組みは。

○山本(克) 委員 ちょっとその辺りで詰めていただいた方がいいかなという気がしたということです。

○脇村幹事 ありがとうございます。そういった意味でいきますと、今回、9の(1)につきましては、原則として、今できることについては否定していない前提で考えていますの

で、そこは、最終的に対応していないものがあつたとしても、それは大丈夫だと思っています。

一方で、裁判所の中のファイルに記録されているといいますか、原本的なものとして記録されているものについては、それを電子的につなごうというお話をさせていただいておりますので、恐らく先生がおっしゃっていた裁判所以外のものが作つたものについては、基本的にはこの射程というのは及んでいないんだろうと思って、私としては今、理解をしているところです。ちょっと実情を踏まえて、少し考えたいと思います。

恐らく執行判決とかに添付といいますか、一体となっているケースで、かつ、それが裁判所のファイルになっているケースについては、それは恐らく執行判決自体ということなのかかもしれませんけれども、いずれにしても、最終的には裁判所の方で作つたと評価できるもの以外についての連携は今のところ考えておりませんで、大枠としてはそうかなというように理解しております。

○山本（和）部会長 山本克己委員、いかがですか。

○山本（克）委員 御検討いただければ、それで結構でございます。

○山本（和）部会長 では、ちょっと引き続き御検討いただければと思います。

ほかは、この部分はよろしいでしょうか。

では、続きまして、民事執行法、最後残りの部分ですが、13ページの「10 その他」と、それから15ページになりますが、「11 執行官と民事執行の手續のIT化」、この部分につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 「10 その他」の項目のうち、(1)は従前の部会資料と同様でございますが、「(2)費用額確定処分申立ての期限」では、民事執行法42条4項を本文に追記いたしました。また、「(3)配当等の額の供託」は、従前の議論を踏まえ、記載ぶりや規律を追記しているところがございます。中間試案第1の10の(注4)で取り上げていた点につきましては、特段の記載をしております。

また、「11 執行官と民事執行の手續のIT化」の項目ですが、インターネットを用いて申立て等を行わなければならないのは、委任を受けた代理人のうち、弁護士である者であることを明記いたしました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今の部分、これもどこでも結構ですので、お気づきの点御指摘を頂ければと思います。

○小澤委員 ありがとうございます。その他の(3)の配当等の額の供託についてですけれども、この配当などの額の供託について、御提案の規律を設けることに賛成をいたします。司法書士として長年不動産取引に関する登記実務をしておりますと、取り分け古い時代の登記記録に抵当権等の仮登記がなされ、そのままとなっている物件に遭遇することが珍しくないのですが、御提案の内容は、競売により既に抹消された仮登記等について、配当留保された供託の帰趨についての規律を定めることにより、登記後放置されたとも言える仮登記権利者について、執行手続から除外する道が設けられるものと理解をしています。

民事執行手続からは外れてしまいますが、将来的には、登記されたままとなっている古い仮差押えについても、係属事件番号を公示するなど、登記権利者の保護と取引の円滑などとのバランスに配慮しつつ、検討されるべきだろうと思っておりますが、裁判IT化に

関しては、まずは、この顕著な問題となっている配当等の額の供託についての規律を定めることが妥当であると考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○櫻井委員 配当等の額の供託のところですが、以前の部会では、導入された場合に、施行時にすでに相当期間が経過していれば、さらに2年の経過を待たずに直ちに催告をすることができるようにするのかについての議論があったように記憶をしております。この点に関しては、成立後の経過措置等をどうするかということで、あえて記載をしていないように思うのですが、その点については、どういった方向で考えているのかというところを、お聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 脇村です。あの論点は、以前この問題があった際にお話しさせていただいて、今、どうしようかって正直検討しているところでございます、やり方は恐らく、施行したときから2年と読み替えるような規定を置いて、例えば、20年たってもプラス2年をするというやり方と、20年たっている以上は、もう既にそういった状態であることと、結局催告は必ずしますので、催告をして機会を与えるという意味では、プラス2しなくてもいいという、両方の考え方があるのかと、正直思っています。

これは、個人的な話をさせていただくと、以前、民法の改正をこの数年前にやった際に、同様に行方不明期間が10年たったケースについての規律を民法に置き、10年たった場合には、公告等を行うことによって、売却といいますか、処分できる制度が作られたことがございますが、これにつきましては、10年たったケースについての経過措置は特に置かなかつた。それは、公告等の機会を与えることを前提にしていたので、機会を与える前提であれば、特に経過措置は必要ないのではないかとということで処理したことも、ございますので、そういったことを考えますと、ここでも機会を与えるというのは間違いのない前提であれば、あえてプラス2年しないということもあり得るのではないかとすることは、今、個人的には思っていたところです。

一方で、以前話題になったとき、そこはプラス2にすべきではないかという御意見もあったところと承知しています。今検討しているところですが、特段の経過措置を置かない、そういったやり方もあるのかな、もしその点で、そういったやり方に支障があるということあれば、また教えていただければと思っております。

そういった部分を踏まえて、最終的には、経過規定を我々の方で考えるところですが、無理のない範囲で作ろうと思っているものの、先ほど私の言った考えも一つかなぐらいのことは、今思っていたのが正直なところで、すみません、まだそういう議論は詰めていないというのが正直なところで、すみません。

○山本（和）部会長 櫻井委員いかがでしょうか。

○櫻井委員 分かりました。ありがとうございます。

以前のご説明でも、相当期間が経過しているものが結構あるというお話でしたので、そういったものに関して、さらに2年待つ必要があるのだろうかと個人的には思っておりますので、先ほどおっしゃった後者の考え方というのも大いにあるのかなと思っております。

以上です、ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

よろしいでしょうか。民事執行法全体との関係でも結構ですが、いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。

それでは、「第1 民事執行」の部分は以上ということにさせていただきまして、引き続きまして16ページ、「第2 民事保全」の方に移りたいと思います。

この部分、まず「1 裁判所に対する申立て等」から、同じく16ページの「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」、この部分まで御議論を頂きたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明します。「1 裁判所に対する申立て等」及び「3 裁判書及び調書等の電子化」は、従前の部会資料と同様でございます。

「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」は、(1)及び(2)は従前の部会資料と同様です。また、仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日及び保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日については、特則を設けないことを前提に、特段の記載をしておりません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今説明のあった部分、これも、どこからでも結構ですので、御質問、御意見、御自由にお出しを頂ければと思います。

いかがでしょうか。特に4の(2)の審尋のうち、仮の地位を定める仮処分とか保全異議等の期日について、従来御議論があったところですが、今回の提案のようにまとめるということで、よろしいでしょうか。

特段の御意見はないと承知しました。

それでは、引き続きまして部会資料17ページ、「5 電子化された事件記録の閲覧等」から18ページの「7 その他」、要するに民事保全の残りの部分ということですが、事務局から御説明をお願いいたします。

○大庭関係官 「5 電子化された事件記録の閲覧等」、それから「6 送達」は、従前の部会資料と同様でございます。「7 その他」は、(1)から(3)までは従前の部会資料と同様でございますが、「(4) 本案の訴えの提起又はその係属を証する書面の提出に関する規律の見直し」につきましては、民事執行での議論を参考に、証明文書の提出を否定することはせず、その提出を不要とすることを可能とすることを記載しております。

また、(5)の和解調書の送達では、従前の議論を踏まえ、和解調書は送達しなければならないものとするを記載しております。また、中間試案第2の7の(注6)として取り上げていた点につきましては、特段の記載を今回しておりません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、これらの点、これもどこからでも結構ですので、御指摘あれば頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

これも、先ほどの起訴命令のところの提出文書の関係等ありますが、特段よろしいでしょうか。

それでは、民事保全につきましては以上とさせていただいて、続いて倒産手続の方です

が、20ページ、「第3 破産手続」ですが、このうち、「1 裁判所に対する申立て等」と、21ページの(3)破産管財人と債権届出、この部分については別途部会資料18がありますが、この部会資料18の点もまとめて、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「1 裁判所に対する申立て等」のうち、「(1) インターネットを用いてする申立て等の可否」及び「(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け」につきましては、従前と同様の内容でございますが、(2)イの本文に、破産管財人代理、保全管理人代理を追記するなどの修正をしております。

(3)の破産管財人と債権届出につきましては、部会資料18において取り上げておりました、破産管財人が債権届出の受領等の事務を取り扱うことについて、意見募集の結果等を踏まえて御議論をお願いするものでございます。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明がありました部分、どの点からでも結構ですので、御質問、御意見等を頂戴できればと思います。

○小畑委員 破産管財人と債権届出の部分でございますけれども、まず、この制度自体の創設の理由なんですけれども、従前から御説明申し上げているところかと思うんですが、若干議論がかみ合っていないところがあると思いますので、その点について、もう一度説明させていただきたいと思います。

これは、債権届出について、原則としてIT化が図られるというところで、電子届出が認められることを前提とした上で、その電子届出の対象は裁判所になるということになると思うんですけれども、それを前提とした上で、それでも破産管財人に対する届出が必要かという観点から、提案をしているというところなんです。したがって、現段階において債権届出の義務化は難しいという議論になっているかと思っておりますので、将来的に債権届出が全て電子届出で行うということが義務化されたとしても、破産管財人に対する債権届出を行わなくてはいけない場合があり得ると。現段階において、その制度設計が必要だという観点から申し上げているというところなんです。

破産管財人がカスタマイズされたシステムを構築して、そこに対して債権申出を行ってもらうということを主眼とする制度を、解釈とか運用とかで行われるレベルの話ではないかと考えております。違うシステムに対して、債権届出のフォーマット等も全く違う形で進めることを認めること自体が、法制度の創設が必要なんではないかという観点から申し上げているところでございまして、これは、IT化が始まったときに、もちろん債権届出のシステム内容によると思うんですが、これまでの議論を踏まえれば、国民にとって債権届出がしやすい形のシステムを作ると。それも、フォーマット方式で作ることについても、積極的に推進するというのであれば、多くの事件が電子届出が行われるということを前提とした上でも、破産管財人に対する債権届出が必要だということを、今まで説明させていただいているところでございまして、これは、債権者多数事件や不法行為債権者が一定数いるような事件とか、海外居住者が多数いるような事件を経験された破産管財人や更生管財人等の先生方に聞いても、それは必要だとの意見を頂いております。

その際に一番必要なことは、債権届出から弁済、破産の場合で言えば配当に至るまで、一気通貫したような形のシステムを作らないと、迅速な手続の遂行が難しいということで、

いろいろ実務上工夫をされているということになるかと思えます。ですので、裁判所に対する事件管理システムに対して、電子届出が行われることが義務化されて、全件そうなたとしても、それだけでは進め難い事件があり得るので、そういうことに対するきちんとした立法上の手当てを行って、制度化するべきではないかというのが主張の主眼であって、これに対する弊害というのは、私はないのではないかと考えております。そうすると、破産管財人が事件管理システムだけではちょっと不十分だと、これでは、届出調査や確定、弁済に対して時間が掛かるなどと判断したときに、自らシステムを構築するということになります。管財人が構築したシステムに対する届出の制度を発動してほしいという形で運用されるというのが、想定される運用ですので、その場合には、破産管財人が自ら許可申請を行って、裁判所に対してその届出を求めるといような形で、制度設計がなされるべきであると考えております。

その要件として、ここに記載されているように、破産手続の円滑な進行を図る必要があるときということ、ある程度柔軟な対応をするということ自体については、私個人としては異論ありません。ただ、それは、裁判所がそういてほしいということではなくて、システム構築とかが前提になるので、破産管財人が自らその許可を行うような場合を想定している話ではないかということ、再度主張させていただきたいと考えております。

この制度設計の中の②の通知制度ですね。これを導入することについては賛成です。それから、時効の完成猶予の関係で、③、④、⑤のような規律を設けるといこと自体についても、特段の異論があるわけではございません。

私からは以上でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。それでは、資料18のこの問題に絞ってということにしたいと思えますが。

○今川委員 こういう届出を設けるとい立法事実といか、そういうものは、小畑委員のおっしゃったとおりでらうと思んですが、ただ、今、小畑委員は、破産管財人の申出があったときとおっしゃったので、きっと甲案のところ、法律で破産手続において、破産管財人が申出をして、そして許可をすると、①のところですね、そういう要件をおっしゃったんだらうと思っております。

私としたら、そういう要件が全く入らない、今の甲案のままであるんであれば、私は乙案で、いろいろ運用のこととか、今小畑委員がおっしゃったんですけれども、乙案でいくべきではないかと、このように考えております。

理由は、そもそも中間試案では、破産債権者が多数に上るケースについて、意見を聞き、そして、その後の法制審において法制手続の円滑な進行を図ると、そういうふうな要件が、どっちかといと緩和されたといことになるのとやはり、形式的な話を申し上げて申し訳ないんですけれども、債権者が多数に上るケース、いわゆる、今小畑委員がおっしゃったようなケースを前提に、意見を聞いていますので、それを何か条項を変えてしまうとい点で、甲案のとおりであれば、私は手続としてはまずいんだらうと思つので、甲案のままであれば、乙案でいくべきだらうと、このように考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

○中吉委員 仮に甲案が規律された場合に、東京地裁の倒産実務を担当している立場から、ちょっと気になる点があるというところで、2点申し上げます。

1点目は、この規律の適用範囲の問題です。今、小畑委員から、議論の前提の点でちょっと話がかみ合っていないところがあるのではないかという御指摘がございましたけれども、以前の部会で、私から、現在の東京地裁では、全ての管財事件について、債権届出を直接管財人の方にお送りいただいているということによりまして、膨大な数の事件を円滑に処理をしているということを御紹介申し上げました。そして、システムができて、新しい制度が仕組みられたならば、また別な話であるといったことを申し上げたんですが、それは、小畑委員がおっしゃったように、全件システムでの届出が義務化されて、全てがシステムに反映されるというようなことであれば、別なことを考える話でしょうということでも申し上げた次第でございまして、その点ちょっと、言葉足らずだったのかもしれないところは、おわび申し上げなければいけません。

その上で、もし前回からの議論のように、届出を義務化せずに、紙での提出というのが許容されるということになってきて、届出が紙によってされる場面というのが、相当程度残るとようなことを考えた場合につきましては、前回の別の話だとか、大丈夫だみたいなことを申し上げたつもりは毛頭なくて、その場合に実務上の対応が可能であるかどうかというのは、また別途慎重に考えなければいけないのかなと思っております。

要は、オンライン提出を義務付けるという規律が採用される見込みが乏しくなったという状況を踏まえまして、改正法施行後の東京地裁の管財事件の運用がどうなるかということについては、その時点での債権届出の電子申立ての実情等を踏まえまして、弁護士会とともにいろいろと協議をして進めて決定していくものであろうというように考えてございまして、今の時点では、今後、どういうふうにするのかということころは、相談申し上げられるようなところではないというところを、1点申し上げたいと思います。

それで、もう1点でございますが、これは、前回もこれは御紹介申し上げたのかと思っておりますが、民事再生手続についてのお話です。現在の東京地裁の実務では、民事再生手続においては、その債権届出につきましても、再生債務者代理人の方に受領いただくと、そちらに送付いただくというふうな運用を行っているんでございますけれども、今般、管財人についてのみ債権届出の受領を許容するというような明文規定が設けられるということになったときに、果たして再生債務者代理人に対する現在の運用が否定されるのかどうかというところころが、裁判所内でも大分懸念をされているところでございます。

それで、第9回の部会資料12だったかと思うんですけども、その説明部分に、仮に管財人につき新たな制度を設けるとしても、再生債務者については、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとするというような記載もございましたものですから、その説明などを背景にしまして、再生債務者代理人に関する運用については、特段影響を与えるものではないのかなと理解はしているところでございますけれども、この辺りがどうなるのかということころは、実務上大変重要なことではないかなと思っておりますので、指摘をさせていただきました。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。多数の御指摘を頂きましたが、結論的には、この現在の案で、甲案か乙案かということころについては、何か御意見はございますでしょ

うか、中吉委員の方では。

○中吉委員 私としては、甲案ですといろいろと、先ほど申し上げたように運用上の問題が出てくるというところがございますので、できれば、運用している立場といたしましては乙案で、またいろいろと弁護士会等とも相談をしながら進めさせていただくのがよろしいのではないかなと思っているところがございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます、よく分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 大規模な倒産事件を念頭に置きますと、甲案のような破産管財人が債権届出の受領等をする権限を法制化する意義があるだろうとは考えています。もっとも、その意義は、現在のように書面で債権届出がされている事件が前提になっているようにも思われます。すなわち、これから最高裁において構築される事件管理システムが、破産債権者の債権届出にも使い勝手のよいシステムとなるのであれば、債権届出を破産管財人に提出することなく、システム上、直接裁判所に提出することとするままでも、対処ができるのではないかと考えられるからです。

逆に、甲案の規律を設けることによって、債権届出を破産管財人に提出することが、言わば原則になって、事件管理システム構築において、その分、破産債権者の債権届出に関する対応が弱くなってしまうようなおそれも生じるのではないかという懸念も、若干感じているところであります。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○杉山幹事 幹事の杉山です。私自身は、この問題については、基本的に裁判所のシステムを、債権者がオンラインで容易に届出ができるように構築していくことで、対処できるであろうと思っていたのですが、先ほどの小畑先生のお話を聞きながら、多数債権者がいる事件もそうですが、それ以外にも債権者が海外にいる場合を考えると、今後どれほどシステムをきちんと作ったり、オンラインによる届出を義務化したりしても、海外からのアクセス問題は残り、オンラインではできない、あるいは義務化の対象から外れてくる人も出てくると思います。そのように海外から債権届出が困難、ないしはできない場合に、破産管財人を介して届出をするというニーズが残ると思いますので、甲案による処理が必要な場合も残るのではないかと考えています。

ただ、それを、今の段階で法律上の要件を作って対処するのがいいのかという問題となると、難しいように思いますので、乙案でいきながら、今後の債権届出のシステムの在り方、あるいはオンラインの届出の義務化をどの範囲で広げていくかを見つつ、甲案も検討していく、それまでは、実務の運用で対処するという方向もあり得ると考えているところ

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○橋爪幹事 先ほど中吉委員から、東京地裁の実情を踏まえた発言がありましたが、今回のパブリックコメントの手續に際して、各地の裁判所から意見を募った結果も踏まえて、私の方からも若干発言したいと思います。

この論点に関して、下級裁の意見は、甲案、乙案、それぞれに大きく分かれたところでしたが、甲案に賛成する意見は、現在、管財人に債権届出書を直接提出させる運用を現に行っている庁が存在し、その実務を明文化することには意義があるという点、乙案に賛成

する意見は、各地の裁判所や弁護士事務所の態勢を踏まえると、一律にこのような制度を設けても、十分に機能しないおそれがあるという点を理由にするものでした。

このような意見を前提にしますと、それぞれの裁判所の態勢や各地の弁護士会との協議結果などによって、債権届出に関する実情が庁によって様々に異なっている中で、今回、甲案のような規定を設けることによって、各庁の実情や地域差を無視する形で、一律の運用が求められるということになると、これはちょっと困った事態ではないかと考えております。

その意味で、仮に甲案を採用する場合には、その適用範囲を定める「破産手続の円滑な進行を図るため必要があるとき」といった文言については、各庁の実情を踏まえて柔軟に解釈可能であることが前提であるべきであり、債権者の数が裁判所のシステムでは処理できないほどに多数の場合であるなどといった形式的・画一的な基準で判断されるべきではないと考えておりますので、その点を指摘しておきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○櫻井委員 ありがとうございます。少し議論の前提が、小畑委員とほかの委員で少しずれ違っているのかなとお聞きをしていたのですが、小畑委員が言われたように、裁判所の方に電子等で債権届出がなされるようになったとしてもなお必要な場合に限定して、破産管財人への届出というものを認めるとできるとするべきではないか、場合をきちんと限定できるのであれば、甲案というのもあり得ると思っております。

これは日弁連としての意見でもあるのですが、ただ、一方、パブコメでは、先ほど裁判所のお話もありましたが、各弁護士会においても様々な意見があるところです。その前提として、要件として、先ほどの債権者数や、不法行為債権者が一定数以上いる場合であるなどと特定をした上で、破産管財人が必要だと判断をして申出をすることが大前提だとは思いますが、その前提に立ったとしても、弁護士会によっては、結局、事実上、裁判所の裁量で破産管財人への届出ということになってしまうということがあるのではないかとこの危惧があるのは確かなんです。

また、届出期間が終わった後で破産管財人が裁判所に債権届出書を届け出るということですが、仮にそれが遅れてしまった場合、あるいは届出で何か漏れがあった場合の破産管財人の責任や、あるいは、特別に破産管財人がシステムを作って対応しなければいけない場合が想定されていると思っておりますので、そういったシステムを作らなければならない負担を破産管財人が負えるのかという、その辺りの危惧ということもあります。もし要件を限定した甲案でいく場合には、この制度趣旨がどういったところにあるのか、破産管財人の申出という意味が、裁判所の裁量ということにはならないということの、きちんとした説明がなされるということが重要だと思います。それがあれば、各弁護士会にもアナウンス効果として不要な不安感を与えることもないのかなと。その手当てができることが不可欠ではないかと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○小畑委員 現在の債権届出を書面で行われているわけですが、その運用を前提に、この制度をどう見るかという話をしているわけではないということを経験所にも御理解頂きたい

と思うところです。

今現在で法制化の内容は、インターネットを用いた届出を認める。債権届出が書面で出てきたものについても、全面電子化をするという立て付けになっているわけですので、通常の案件において、破産管財人に届出を認めるという運用と、電子化との関係というのも、当然出てくるという話になりますので、その問題を考えた場合、それから電子届出を推進していくということを考えた場合に、今後の債権届出については、基本的には裁判所に対して行うということになると思います。それは、裁判所の建物に対して行うのではなくて、裁判所が構築する事件管理システムに対して行うということが原則になってくるということになるんだと思うんです。それを前提として、破産管財人が望む場合には、破産管財人が自ら今後の手続を進めていく過程において、必要だと考える場合には、自ら事件管理システムを構築して、それぞれの特性に合わせたカスタマイズされた、例えば入力項目とかを独自に入れた形のシステムを構築して、それによって債権調査等も容易にしていくということを前提として、このような制度を設ける必要があるのではないかという話をしているわけなんです。

だから、今までの実務を前提として、裁判所の実務に何らかの影響を与えるとか与えないとかという話ではなくて、この立法が指向している方向性に行った場合に、それでも裁判所だけの対応ではできない部分が必ず出てくるので、そういうときに備えて、破産管財人に対して届出を認める制度を作らないといけないのではないかという話をしているわけです。これは、現在の運用を前提に債権届出書をどちらに提出するかというレベルの問題ではなくて、破産管財人が作るシステム、そこにフォーマット入力することによって、それでも債権届出の効力があると言っていいんですかという話をしているわけです。ですので、まだ時間があると思うので、もう少し議論を尽くしてほしいと思うところです。

この制度を創設するとどうなるか分からないから、そういう危惧感があるから、取りあえずは現在の運用に委ねるといような形で収められてほしくないということであり、それが、例えば、大型事件等を経験した先生方の意見でもあるということ、理解しておいていただきたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。御意見は出たと理解してよろしいでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。この規律の内容について、ちょっとお尋ねしたいことがあります。甲案の⑤ですけれども、債権届出期間の末日に債権届の提出があったものとみなすというところで、括弧して、当該末日よりも前に当該届出が提出された場合にあっては、当該提出の日に債権届出の提出があったものとみなすという記載になっていると思うんですけれども、この括弧内は誰が誰に提出をしたことを想定しているのか、教えていただきたいと思います。管財人が裁判所に期間の末日よりも前に出したということなのか、それとも、債権者が直接裁判所に出したことを言っているのかとか、その辺りを教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局から御説明をお願いします。

○脇村幹事 今の点は、裁判所に管財人が出したケースを想定しておりました。先に出した場合については、その期間を基準でいいのではないかとさせていただいたところです。

○山本（和）部会長 植松幹事、よろしいですか。

○植松幹事 はい、ありがとうございました。

○脇村幹事 脇村です、ありがとうございます。また次回、部会資料を出させていただくことになるんだろうと思います。

伺っていて思いましたところ、やはりどの場面というか、どの時期についてを射程に、議論しているかによって、恐らく人によって意見が違うんだろうなというのがよく分かりました。恐らく、従前から、最終的には債権届出を義務化するなりの方法で、裁判所に対するファイルに直接この債権届出していただくシステムを構築すべきであるということが、多くの意見としてあったことを前提に、その時点を基準として、そのときを前提とした管財人のそういう規律をあらかじめ用意しておくべきだという意見が、小畑先生などからあったところは承知している一方で、この部会でも議論させていただいたとおり、義務化はまずは見送り、促していくという話をずっとさせていただいて、つまり、過渡期の議論がどうしても残る関係で、その過渡期についてどうするかについて、恐らくまだここで議論がされていない、あるいは今後裁判所と弁護士会、間接的には弁護士会の方で議論されるものということなのかもしれませんけれども、そこは恐らく議論が収れんしていないのかなというふうなのを、今日聞いていて伺いました。

その際に、結局、私が言うと、過渡期というか、真ん中をどうするかというところを抜きにして、本当に甲案でいくべきなのか、乙案でいくべきなのか、あるいは、そこはそれとして、最終形態だけ作るという意見もあるとは思いますが、ただ、それで本当にいいのかというのが、恐らく先ほど杉山先生等からお話があった御指摘のことかなと思っておりますが、いずれにしても、甲案について、どういったものを前提にしているかというのは、今日の議論は分かりやすくなったのではないかという気がしますので、それを踏まえて、事務当局において、現状でそういったものを出せるかどうか、少し考えてみたいと思います。

ただ、いずれにしても、将来的にこのシステムが構築されて、届出されたケースについて、今日の御議論全体としても、そのケースについて、破産管財人の方が担うケースというのは少ないのではないかということ、恐らく皆さんおっしゃっていることだとは思いますが、そういった方向性と別に、現時点の法律として、どういったものを置けるのかについては、少しパターンとして出させていただきたいと思っております。

○山本(和)部会長 よろしいでしょうか。

それでは、今、脇村幹事からもありましたように、今日の議論、私もかなり議論していることの中身はよくクラリファイできてきたように思いますので、それを踏まえて、今日の議論を精査していただき、事務当局から次回、新しい、もう一度提案をしていただいて、また再度、この点は御議論を頂くようにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、よろしければ資料17の方に戻っていただいて、この第3の1の、あと(1)と(2)がありましたが、この辺りは特段よろしいでしょうか。申立て等の可否、義務付けの辺りですが、よろしいでしょうか。

それでは、資料21ページの「3 裁判書及び調書等の電子化」から、24ページの「5 電子化された事件記録の閲覧等」、この辺りまで、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「3 裁判書及び調書等の電子化」、それから、「4

期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」、「5 電子化された事件記録の閲覧等」につきましては、基本的には従前の部会資料の内容と同様でございますが、4の「(4) 債権者集会の期日」につきましては、説明で記載しましたとおり本文を修正しております。5の(注1)から(注3)として取り上げました閲覧等の具体的な方法については、今回の部会資料では取り上げておりません。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、どの点からでもやはり結構ですので、御質問、御意見等、御自由にお出しを頂ければと思います。

いかがでしょうか。

○竹下幹事 幹事の竹下でございます。1点、やや些細な点の御確認をさせていただければと思いますが、現在の23ページの債権者集会の期日のところで、ゴシックの文字で、外国管財人というのが入って、説明のところで、国内に所在する外国管財人について、ウェブ会議によって債権者集会の期日の手続に関与することを否定する理由はなくと、お書きになってらっしゃるかと思えます。国内に所在する外国管財人が念頭に置かれているということはよく分かったところではございますが、他方で、今回の立法では、恐らく外国からの関与というものが認められるか否かというところは、特段の規定を設けない、将来の検討に委ねるといことなのではないかと思えますが、何かこの国内に所在する外国管財人についてという説明書きがあるからといって、それは、外国からの関与を否定する趣旨ではなく、飽くまで将来の検討に委ねるとい趣旨であると理解しておりますが、この理解で正しいのか、御確認をさせていただければと思います。

○山本(和) 部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いいたします。

○脇村幹事 脇村です。事務当局といたしましては、前提として、外国とつなぐことが、そういった国際法的な問題があると認識があることは、従前からお話をさせていただいております。そういった意味では、外国とつなぐことを当然に認める趣旨ではないということ、一応念を押させていただきますが、一方で、この部会資料を書かせていただいた趣旨は、外国管財人と書いていたとしても、少なくともこれが外国にいる人とつなぐことを認めるという趣旨ではないということと言いたかったのが主眼でございまして、正に先生のおっしゃっていることと多分バッティングしないではないかと、それと逆の方から書いてしまったのであれですけれども、外国にいる外国管財人と当然できるということは含意していませんということに尽きていると考えております。

○山本(和) 部会長 竹下幹事、いかがでしょうか。

○竹下幹事 御確認ありがとうございます。基本的には、解釈といいますか、今後の検討といいますか、個人的には、特に裁判所による相当性の判断等に委ねられ、やはり相当でないという判断になるのか、相当という判断になるのか、今後の検討に委ねられるのかなと推察しているところでございます。今、脇村幹事がおっしゃられたとおり、これらの期日の手続の実施と国際法との関係については、様々な考え方があるところであることは重々理解しておりますし、私も繰り返し発言させていただいたところでございますが、多分最後の機会になるかとは思いますので、改めて発言させていただきますと、私個人の意見としては、海外からのウェブ会議への参加を認めること自体は、日本の債権者集会の期日の手続への関与のための選択肢を、外国に所在する私人に与えるだけですし、そういっ

た私人の方が自ら選択で外国からウェブ会議に参加したとしても、基本的には国際法上の問題は生じないと考えております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。重要な問題の御指摘かと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○杉山 幹事 先ほどの竹下幹事の質問に重ねて、ちょっと遡るんですけども、外国管財人が倒産の申立てをする場合も、インターネットを通じてはできないという理解でいいのか、あるいは、その点については解釈に委ねられているというのか、どちらになるんでしょうか。

○山本（和） 部長 それでは、事務局からお願いいたします。

○脇村 幹事 事務局としましては、先ほどから申し上げた問題があるので、当然にそれができるということを前提にはできないと理解をしているつもりでございます。そういう意味で、実務はまた実務としての議論があるのかもしれませんが、できることは想定していないということをお答えすることになる、当局としてはそのように考えております。

○山本（和） 部長 杉山幹事いかがでしょうか。

○杉山 幹事 はい、分かりました。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、倒産手続の残りの部分ですね、27ページの第4、民事再生等のところまで、資料の説明をお願いいたします。

○大庭 関係官 まず、第3の残りの部分でございますが、「6 送達」の内容は従前の部会資料と同様でございます。「7 公告」につきましては、今回の資料では取り上げておりません。「8 その他」については、(1)及び(2)の内容は従前の部会資料と同様でございますが、(3)として破産債権者表の更正について取り上げております。

第4でございますが、「民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続」の内容は従前の部会資料と同様でございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

それでは、今御説明の部分、どの点からでも結構ですので、御発言があればお願いしたいと思えます。

いかがでしょうか。その他の(3)の破産債権者表の更正の辺りも含めて、特段よろしいでしょうか。

それでは、これで倒産のところの部分はこの程度にさせていただきます、引き続きまして、今度は部会資料27ページ以下の「第5 非訟事件」になりますが、非訟事件については、もう全体をまとめて、32ページぐらいまでになりますけれども、まとめて御議論をしていただきたいと思います。まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭 関係官 第5の非訟事件でございますが、「1 裁判所に対する申立て等」、それから「3 裁判書及び調書等の電子化」及び「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」につきましては、従前の部会資料と同内容でございます。

「5 和解調書の送付」につきましては、本文では、これまでの議論を踏まえ、和解を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとするを記載しております。また、説明では、送付の具体的な方法に関する指針についても記載しております。

「6 電子化された事件記録の閲覧等」から「9 その他」の(2)までは、従前の部

会資料と同様でございます。また、「9 その他」の(3)として、これまでの会議での議論などを踏まえ、調書の更正について取り上げております。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

それでは、この非訟事件の点、どの点からでも結構ですので、お気付きの点があれば御指摘いただければと思います。

○櫻井委員 ありがとうございます。5の和解調書の送付のところですけども、一律送達あるいは一律送付といったようなことではなく、送付内容を一律に決さず、個別事案ごとの判断による部分が残るということで、今後の運用における検討に委ねられるべき事柄であるとまとめていただいています。その部分は、全体的には大きな異論はありませんが、以前の部会で、様々な手続ごとに送達が相当である場合、あるいは送付が相当である場合という意見が出た中で、各手続において共通のものとして、恐らく、債務名義になる場合で、かつ、当事者が送達を希望する場合に限っては、これは送達ということにするべきではないかと思えます。当事者が希望していないのに送達ということもないかもしれませんが、事案によっては、当事者が希望していなくても送付若しくは送達、どちらかにすべきだということもあると思うのですが、先ほど私が申し上げた二つの要件が重なった場合に限っては送達ということをお記ししていただいてもいいのではないかと考えています。その点、御検討いただけたらと思います。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。

○脇村幹事 ありがとうございます。この法律上書くかどうかにつきましては、書けるかどうかという問題があると思えます。ただ、いずれにしても、従前部会資料でも書かせていただいたとおり、今、櫻井先生がおっしゃったケースについて、送達をしないということは基本的に考えていないことは、考えていないところでございますので、恐らくそれは、ある意味、ある程度裁判所の裁量があるとはいえ、そういったケースについて、本当に裁判所の裁量があるのかどうかという解釈論の問題だろうと思えます。そういった意味では、次回部会資料等の説明等では、少なくともそういったケースについては送達されるということをお考えているということは、解釈の指針で書くことは考えたいと思えますし、そういう法律を書くかどうか少し考えてみますけれども、最終的には、そういったことも視野に入れながら、ちょっと部会資料を作成していきたいと思っております。

○山本(和) 部会長 櫻井委員、よろしいですか。

○櫻井委員 ありがとうございます。私も、法律に必ず書いてくれということまで申し上げるつもりはございません。少なくとも資料の方には御記載いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、非訟事件。

今回、調書の更正についても記載がされておりますが、特段よろしいでしょうか。

それでは、非訟事件は以上としまして、引き続きまして部会資料17、33ページ以下、「第6 民事調停」ですね。民事調停につきましても、全体まとめて御議論を頂きたいと思っておりますので、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 「第6 民事調停」につきまして、「1 裁判所に対する申立て等」から「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」までにつきましては、従前の部会資

料と同内容でございます。

「5 調停調書の送付」につきましては、本文で、これまでの議論を踏まえ、調停における合意を記載した調書は送付しなければならないものとするを記載しております。

「6 事件記録の閲覧等」から「8 その他」(2)までは従前の部会資料と同様でございます。(3)として、これまでの会議の議論を踏まえ、調書の更正について取り上げております。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

それでは、この民事調停の部分につきまして、御質問でも御意見でも御自由にお出しを頂ければと思います。

○今川委員 質問なんですけど、38ページの特定調停の【P】があって、説明のところなんですけど、括弧書きの民事調停の規律と破産手続の規律に違いがないのであればという、これは、どの点において違いがないとおっしゃっているのか、ちょっとこれ分かりづらいので、この点について質問いたします。よろしく願いいたします。

○山本(和) 部長 それでは、事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 一番念頭にありましたのは、今回取り上げていない項目ですけれども、提出書面の電子化の規律が、今、民事調停は全件民訴と同じようにやるとなっている一方で、従前の議論は、そこについて、倒産について何か例外を設けるかどうかという議論をしておりましたので、仮に例外を設けるということになった場合には、特定調停も同じように例外を設けるかどうかという点が問題になるかと思って、従前から書かせていただいていたところが中心でございます。

次回出させていただく資料においては、その点についても御議論の前提としての案を出させていただこうと思いますので、その点見ていただいて、違いがないというか、ほとんど一緒というか、違いがないということになりますと、あえて何か書く必要はないのかなと思って、今こういった形で【P】にさせていただいているところでございます。

○山本(和) 部長 今川委員、いかがでしょうか。

○今川委員 はい、どうもありがとうございます。

○山本(和) 部長 それでは、この点は次回の資料でということかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。民事調停、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、今度は部会資料38ページ以下の「第7 労働審判」ですね。この労働審判につきましても、全体まとめて御議論を頂ければと思いますので、まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 「第7 労働審判」でございますが、「1 裁判所に対する申立て等」から「4 期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用」につきましては、従前の部会資料と同内容でございます。

「5 調停調書等の送付」につきましては、本文では、これまでの議論を踏まえ、調停における合意を記載した調書や審判書に代わる調書は、当事者に送付しなければならないものとするを記載しております。

「6 電子化された事件記録の閲覧等」から「8 その他」の(1)までは従前の部会資料と同様でございます。また、「8 その他」の(2)は、イで労働審判法第25条の手続費用の負担を命ずる決定の申立ての期限について、(3)では調書の更正について今

回取り上げております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、「第7 労働審判」につきまして、これもどの部分でも結構ですので、お気付きの点があれば御指摘を頂ければと思います。

○不破関係官 資料の4の期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用について、ちょっと細かい点ですけれども、1点申し上げたいと思います。

その期日を行う判断主体についてでございますけれども、今、本文、ゴシックの部分については、主語が「裁判所は」と記載されておりまして、ウェブ会議、それから電話会議の方法による手続の期日を行うかどうかの判断主体が裁判所とされておりまして、この点は、労働審判委員会の判断によるということになるのではないかなとも考えられますので、この点の記載について御検討いただきたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。これは、事務局よろしいですね。

○脇村幹事 すみません、はい。あと全体、恐らく似たような話は、調停もありそうな気がだんだんしてきましたので、ちょっとブラッシュアップをさせていただきたいと思います。

○山本（和）部会長 確かに。よろしくお願ひいたします。重要な御指摘でした。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、今度は資料4 4ページ以下になりますが、「第8 人事訴訟」ですね。ここについては少し区切って御議論いただきたいと思いますが、「1 裁判所に対する申立て等」から4 5ページの「3 裁判書等及び報告書の電子化」、この部分までについてまず御議論を頂きたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 「第8 人事訴訟」でございますが、「1 裁判所に対する申立て等」、「2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」、「3 裁判書等及び報告書の電子化」につきましては、従前の部会資料と基本的に同様の内容でございますが、2の（2）の人訴法特有のルールに関しては、前回の会議で議論いただいたところを踏まえ、次回以降取り上げられることを予定しておりまして、今回の資料では取り上げておりません。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、今御説明があった点について、これもどの点からでも結構ですので、御質問、御意見等お出しただければと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、今度は資料4 6ページ、「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」ですが、この点につきましては、この後、「第9 家事事件」のところの4で併せて御議論を頂いた方がよろしいかと思っておりますので、ここでは、同じく4 6ページの「5 和解調書等の送達」から残りの部分ですかね、4 8ページの「8 その他」まで、5から8の部分について、事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。「5 和解調書の送達」につきましては、これまでの御議論を踏まえ、人事訴訟においては和解調書等を送達しなければならないものとするを記載しております。

「6 電子化された訴訟記録の閲覧等」については、（1）の本文は従前と同様の内容でございます。（1）の（注）と（2）の本文は、今回の資料では取り上げておりません。

「7 送達」と「8 その他」も、基本的に従前と同様の内容でございますが、中間試

案では、8において（注3）としてその他必要な改正があるかに関する検討を取り上げておりましたが、特段記載しないこととしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この人事訴訟の5から8の部分、この点につきまして、やはりお気付きの点があれば御指摘を頂ければと思います。

いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。よろしいですか。

それでは、人事訴訟については、ちょっとその期日のところは家事と一緒にということですが、それ以外の部分については御議論いただいたということで、続きまして、今度は部会資料48ページ、「第9 家事事件」のところですが、「1 裁判所に対する申立て等」から50ページの「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」というところまで、この4の部分につきましては、先ほどの人事訴訟との関係でも、併せて御議論を頂きたいと思いますが、まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 「第9 家事事件」につきましては、「1 裁判所に対する申立て等」と「3 裁判書等及び報告書の電子化」については、従前の部会資料の記載と基本的に同様の内容でございます。1（2）の家事事件の手續において裁判所から選任された者、それから2につきましては、前回の会議での議論を踏まえて、次回以降取り上げることを予定していきまして、今回の資料では取り上げておりません。

それから、「4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用」についてでございますが、本文は基本的に従前の部会資料と同様の内容でございます。第12回会議で頂いた御意見を踏まえて、（1）の当事者の期日参加等、（2）の参与員の立会い、（3）の家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等について、それぞれのウェブ会議や電話会議の利用につき、相当と認めるときの考え方に関して整理したものを、説明に記載しております。また、人事訴訟におけるものについても、46ページ記載のとおり、当事者の陳述を聴く審問期日、参与員の立会いについて記載しております。よろしくお願いいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの点、これも、どの点からでも結構ですので、御質問、御意見等御自由にお出しを頂ければと思います。

○櫻井委員 ありがとうございます。当事者の期日参加等のところですが、先ほど御指摘いただいた51ページ、52ページ、53ページに、それぞれ解釈指針のようなことを御記載いただいたのですが、特に家裁の調査官及び技官の期日参加等の記載が、だんだん順番に分量が少なくなっていまして、ここに関しては、家裁の調査官や技官に関して、多分裁量の範囲が広いというようなことも踏まえての御記載なのかなと理解はいたしました。

ただ、これも確認というか、コメントのようなことになるのですが、調査官や技官が立ち会うときでも、恐らく参与員のところで書いていただいているように、当事者の意向等も含めてウェブ会議の利用に支障がないということが前提にはなるかとは思いますが、そういった場合に、当事者の表情等を観察する必要がある、あるいは有益であると調査官等が判断した場合は、恐らく調査官は、少なくともウェブ会議を選択されるのではないかと思います。そこは、調査官等の御判断というのを信頼しているというところではあります。

そこをわざわざ具体的に書くと、参与員と同じような書き方になってしまうと思いますので、そういう趣旨を含んでの御記載ということで理解しましたが、よろしいでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、事務当局からお願ひいたします。

○脇村幹事 脇村です。恐らく期日の内容によっても変わってくる可能性はあると思いますが、調査官において、あるいは裁判所において、当事者の表情を観察することが、調査等にとって有益であるケース、あるいは意見を述べるに当たって有益であるケースについて、それは基本的にはやはりウェブの方が優れているケースが多いということ、多いというか優れているということだということは認識しております、そういった意味では、正に程度というのは、そういったことを踏まえながら判断されるものだと考えています。

ただ、あとは、恐らく当該事件における当事者の御意向も、そこは多少というか、影響はしてくると思いますので、そういった意味で、最終的にはケース・バイ・ケースだと思いますが、調査官の方でそういう判断をした場合には、基本的にそういったことだとは考えています。

○山本（和）部会長 櫻井委員、いかがですか。

○櫻井委員 はい、ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特に、この当事者の期日参加等の部分については、これまで種々議論があったところですけれども、このようなまとめで御異論はないと理解してよろしいでしょうか。

○長谷部委員 すみません、遅れてしまいまして申し訳ありません。51ページの当事者の期日参加等についての説明のところにつきまして、このまとめで結構だとは思いますが、「最終的には」と書いてある最後の6行目ぐらいのところに、「事案に応じて、当該家事事件の種類の種類」とあります。その括弧内では、家事調停か、あるいは家事審判かが種類の種類として想定されているようですが、家事審判事件の中でも、例えば争訟性の強いものと、必ずしもそうではないものとの違いがないのかなと思いました。実務では実際どうなのかということを知りたいものですから、現在電話会議でやっていて、できればウェブでやった方がいいと思われるような事件類型があるのかどうか、伺いたいと思います。

○山本（和）部会長 それでは、これ、事務当局はあれですか、裁判所は。東京家裁の方からお願ひいたします。

○小池委員 今、実際にウェブ会議を導入しているのが家事調停手続なので、電話会議とウェブ会議の使い分けの実情について御紹介させていただきます。

既にウェブ会議が導入されている家事調停手続では、電話会議による方法と比べて、相手の表情やしぐさなどを把握できるということから、お互いに話の理解度が把握しやすい、顔が見えることで親しみを感じ、安心感があるといった感想も頂いております。

他方で、リモートでの参加を求める当事者が、必ずしもウェブ会議の利用を希望するとは限らずに、例えば、通信環境が整っていないとか、ウェブ会議アプリの操作に自信がないといった事情で、電話会議の利用を希望されるという当事者も、現状では少なからずいらっしゃいます。また、これまでの部会でも御紹介させていただいたように、事案の内容や期日で行う手続の内容などによって、当事者の審問の実施に当たって、電話会議を利用することでも特段支障を感じない場合も少なくありません。

今後は、当事者がウェブ会議の利用を希望する場合には、恐らく基本的にウェブ会議を使っていくことになろうと思います。ただ、家事事件では、今申し上げたように様々な事情への配慮が求められるところがございます。裁判所において手続を対面で行うのか、ウェブ会議で行うのか、あるいは電話会議で行うのかというのを、状況に応じて適切に判断していくことになるものと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。長谷部委員、今の御説明でいかがでしょうか。

○長谷部委員 どうもありがとうございます。家事調停について詳細で勉強になりました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、部会資料の53ページ、「5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停」から、56ページの「9 その他」、家事の残りの部分ということですね、これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 「5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停」の記載は、従前の部会資料と同様でございます。

「6 調停調書の送付」につきましては、これまでの会議での議論を踏まえまして、本文は家事調停における合意を記載した調書について、送付しなければならないものとするを記載しております。また、説明では、この送付の方法として、送達が選択される場合についての考え方についても記載をしております。御意見等いただければと存じます。

「7 電子化された事件記録の閲覧等」につきましては、(1)の本文と(2)の本文及び(注1)は従前の記載と同様でございます。(1)の(注)の部分、それから(2)の(注2)につきましては、今回の資料では取り上げておりません。

「8 送達等」につきましては、基本的に従前と同様の内容でございますが、(後注)につきましては、今回の部会資料では取り上げておりません。

「9 その他」では、(1)、(2)は従前と同様の内容でございますが、(3)でこれまでの会議での議論などを踏まえ、調書の更正について取り上げております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、これも、ただいま御説明があった部分、どの点からでも結構ですので、お気付きの点があれば御指摘を頂ければと思います。

○櫻井委員 ありがとうございます。6の調停調書の送付に関する54ページの御説明の部分なんですけれども、大きく異論があるわけではないのですが、例えば、一番下から4行目の「話し合いで円満に解決され、任意の支払等が見込まれるにもかかわらず」という記載がありますが、終了時点では任意の支払等が見込まれる場合もあるかもしれませんが、例えば、養育費あるいは婚姻費用の支払等、特に養育費は支払期間が非常に長きにわたる場合があります。当初に送達をしておかないと、長期にわたる履行期間の間のどこかで支払が滞った場合に、いざ送達しようと思っても、もう送達先が分からない、送達できないということが、ままあると聞いております。

そういう意味では、ここは、やはり養育費等の履行期間が長いようなものに関しては、任意の支払いの見込みというところを厳しく見ていただく必要があるのと、当事者がそれでいいと言ったとしても、特に養育費確保に向けた実務上の大きな要請の動きを見つつ、

ここの運用は考えていくべきではないかと思っています。そういった指摘を少し入れていただけたらどうかと思いますので、御検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。事務局。

○脇村幹事 そういった意味で、正に強制執行のために送達をすべきケースの一つの典型と御指摘かと思っていますので、部会資料をどうするかも含めて、あるいは、今後私たちが、この要綱に基づく法案が成立した場合の制度の周知の際には、今言った御意見を踏まえながら対応していきたいと思っています。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。ごもっともな御指摘かと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか、調書の更正等の記載ですが、特段の御指摘はございませんでしょうか。

ありがとうございました。それでは、資料の最後になりますけれども、57ページ、「第10 子の返還申立事件の手続」、ハーグ手続ですね、それから「第11 その他」、この点につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 「第10 子の返還申立事件の手続」につきましては、従前と同様、家事事件に関する検討を踏まえ、基本的に同様にIT化することについて記載しております。

「第11 その他」は、その他所要の規定を整備することについて記載しているものです。

○山本（和） 部会長 ありがとうございました。

それでは、この点、何かございましたら御指摘を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○竹下幹事 ハーグの条約の実施法の子の返還申立事件について、パブリックコメントへの言及といったことをする機会がこれまでなかったところですので、ここで少し言及させていただければと思います。

外国からの手続の関与の問題で以前発言させていただいたことの繰り返しになって大変恐縮ではありますが、パブリックコメントの中でも御指摘があったとおり、ハーグの子奪取条約に基づく子の返還手続については、条約7条に規定される中央当局間の協力義務、こういったものを使うことによって、ITの利用に問題はないか、確認することができるように思われます。他の締約国に子の常居所地国があって、そこにいる奪取された親であるとか子を留置された親が、日本の裁判所に申立てを行うといった形で手続が進むのではないかと思います。そういった他の締約国との関係で、ITの利用に問題がないかといったことは、この中央当局間の協力の枠組み等で確認することが可能で、相手が問題ないと言っているとすると、やはりITの利便性を活用した方がよいかなと考えております。

当然相手が問題ないと言っている以上は、国際法上の問題は発生しないと思いますし、また、このハーグの子奪取条約の本体の第2条では、締約国は自国の領域内において、この条約の目的の実現を確保するため、全ての適当な措置をとるとされており、このため、締約国は利用可能な手続のうち最も迅速なものを用いるとされています。1980年に作られた条文でございますので、ハーグで条約が起草されたときには、ITの利用はおおよそ想定されていなかったのではないかと思います。現在において、ITの利用によって迅速化が可能であるとするならば、そういったものを使うことが義務付けられているとも言

い得るかもしれません。少なくとも、ITの利用は条約の目的に資する適切なことではないかと思われます。

先ほどのところでお話がありましたとおり、恐らく今回の立法において、外国との関係で手続が実施されるということはおよそ想定していないというのは、十分理解しているところでございますが、特にハーグの関係は、司法制度間の国際的な協力の枠組みが既に実現されていて、ITの利用もそういった枠組みの中で国際法上の問題を起こさないで実現することは十分に可能かなど、少なくとも国際法上の問題という障害の除去は、比較的容易かなと思われるところです。とはいえ、今回の立法で、この点何かできるわけではないところでございますので、現在のゴシックの記載に何か意見があるということではございませんが、是非引き続き御検討いただきたいということだけ、最後に意見として発言をさせていただきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局から何かコメントはよろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで一通り資料17及び18については御検討いただいたかと思えます。何か言い残した点、あるいはここは言っておきたいという点がありましたら、ちょっとまだ時間もございますので、御自由に御発言を頂いても結構ですけれども、いかがでしょうか。

大丈夫ですか、よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議はこの程度にさせていただきます。

最後に、次回議事日程等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○脇村幹事 次回の日程でございますが、日は、令和4年12月16日金曜日、時間ですが、今日のこういった経緯もございますので、1時半から開始にさせていただきます。形式上は終了は6時にさせていただきますが、終わり次第終了させていただきたいと思っております。場所ですが、会議室につきましては、法務省地下1階大会議室を予定しております。オンライン参加については、引き続き御利用いただければと思っております。

今回は、本日御審議いただいた論点に関するものも含め、要綱案たたき台、要綱案全体をお示しするとともに、必要な範囲で更に御議論を頂く予定にしております。実際には、今日取り上げなかった項目を中心に、御審議をお願いすることになるかと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。

本日も御熱心な御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

—了—